

長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人材不足の解消に資するため、滋賀県と共同して行う移住就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から長浜市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付について、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）並びに滋賀県移住支援事業補助金交付要綱、法令等に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であるものをいう。以下同じ）を帯同して移住する場合は18歳未満の世帯員一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては、第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和2年12月22日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 長浜市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他滋賀県又は長浜市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件
- ア 一般の場合
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ)の応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材の場合
 - プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件
- 転入時に50歳未満であって、長浜市に縁の方々をメンバーとした「東京ー長浜リレーションズ」に参加し、企画・運営等の活動実績があること。
- (5) 起業に関する要件
- 1年以内に滋賀県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年12月22日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、長浜市移住就業支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、同条第6号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条の補助金等交付決定通知書は、長浜市移住就業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第7条第2項の補助金等不交付（交付取消し）決定通知書は、長浜市移住就業支援事業補助金不交付（交付取消し）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した長浜市から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した長浜市から転出した場合
(手続の併合等)

第9条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第7条、第14条及び第15条の手続を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱第2条ただし書、第3条第3号及び同条第5号の規定は、令和4年4月1日以降に転入した者について適用する。